

姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業の高度化及び活性化を図るため、科学技術基盤を利用し、研究・技術開発を実施する市内の企業に対して、科学技術基盤活用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 科学技術基盤 放射光施設及びスーパーコンピュータをいう。
- (2) 企業 本市区域内に主たる事業所を持つ法人又は個人をいう。
- (3) 放射光施設 播磨科学公園都市にある大型放射光施設「S P r i n g - 8」及び中型放射光施設「ニュースバル」の共用ビームライン並びにX線自由電子レーザー施設「S A C L A」をいう。
- (4) 放射光施設運用機関 国立研究開発法人理化学研究所、公益財団法人高輝度光科学研究センター、公立大学法人兵庫県立大学、A L S Y - O N E 合同会社及びそれらに属する研究者をいう。
- (5) スーパーコンピュータ 兵庫県内にあるスーパーコンピュータ「富岳」及び「F O C U S スパコン」をいう。
- (6) スーパーコンピュータ運用機関 国立研究開発法人理化学研究所計算科学研究機構及び公益財団法人計算科学振興財団をいう。

(補助金の種類)

第3条 補助金は、放射光施設活用促進補助金とスーパーコンピュータ活用促進補助金とする。

(放射光施設活用促進補助金の補助対象経費)

第4条 放射光施設活用促進補助金の交付の対象となる経費は、企業が製品開発、技術開発等を目的に、放射光施設を利用するための経費（補助金交付申請を行

う年度の年度末までに当該経費の全ての支払いを完了したものに限る。ただし、市長がやむを得ないと認めるものを除く。)で、次の各号に定める経費とする。

- (1) 放射光施設使用料等の放射光施設運用機関に支払う経費
- (2) 研究資材に要する経費
- (3) 研究装置・器具に要する経費
- (4) その他前3号に規定する経費に準ずる経費で市長が必要と認めたもの
(放射光施設活用促進補助金の額等)

第5条 放射光施設活用促進補助金の額は、前条に規定する経費の合計額(当該経費に対する国又は県の補助金等があるときは、当該補助金等に相当する額を経費の合計額から控除した額とする。)の2分の1を限度として、予算の範囲内で市長が決定する額とする。ただし、その額は、1年度につき100万円を超えることはできないものとし、かつ、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 放射光施設活用促進補助金は、1企業に対して1年度につき1回限りとし、かつ、1企業の1研究テーマに対して初めて放射光施設活用促進補助金の交付を受けた年度から起算して3年度を上限に交付するものとする。

3 過去又は同一年度において同一と認められる事業内容により、本市の他の補助金の交付を受けた企業は、放射光施設活用促進補助金の交付を受けることができない。

(スーパーコンピュータ活用促進補助金の補助対象経費)

第6条 スーパーコンピュータ活用促進補助金の交付の対象となる経費は、企業が製品開発、技術開発等を目的に、スーパーコンピュータを利用する際に要する経費(補助金交付申請を行う年度の年度末までに当該経費の全ての支払いを完了したものに限る。ただし、市長がやむを得ないと認めるものを除く。)で、次の各号に定める経費とする。

- (1) スーパーコンピュータ利用料等のスーパーコンピュータ運用機関に支払う経費
- (2) スーパーコンピュータ利用に必要なソフトウェア作成又は購入にかかる

経費（ソフトウェアを自社で作成する場合の person 費は除く。）

- (3) その他前 2 号に規定する経費に準ずる経費で市長が必要と認めたもの
（スーパーコンピュータ活用促進補助金の額等）

第 7 条 スーパーコンピュータ活用促進補助金の額は、前条に規定する経費の合計額（当該経費に対する国又は県の補助金等があるときは、当該補助金等に相当する額を経費の合計額から控除した額とする。）の 2 分の 1 を限度として、予算の範囲内で市長が決定する額とする。ただし、その額は、1 年度につき 100 万円を超えることはできないものとし、かつ、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 スーパーコンピュータ活用促進補助金は、1 企業に対して 1 年度につき 1 回限りとし、かつ、1 企業の 1 研究テーマに対して初めてスーパーコンピュータ活用促進補助金の交付を受けた年度から起算して 3 年度を上限に交付するものとする。

3 過去又は同一年度において同一と認められる事業内容により、本市の他の補助金の交付を受けた企業は、スーパーコンピュータ活用促進補助金の交付を受けることができない。

（事業認定の申請）

第 8 条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 4 条に基づき科学技術基盤活用促進補助金認定交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 科学技術基盤利用計画書（様式第 2 号）又はこれに準ずる書類
- (2) 放射光施設又はスーパーコンピュータの運用機関が利用を承認する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（個人にあつては住民票）の写し
- (4) 姫路市税に係る直近年度の納税証明書（ただし、未納がないものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の場合において、申請者は、第 4 条又は第 6 条に定める補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助対象経費に係る

消費税額及び地方消費税額の仕入控除税額（以下「仕入控除税額」という。）がない見込みの申請者（以下「適用補助対象者」という。）は、この限りでない。

3 適用補助対象者は、申請時において、仕入控除税額に係る届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

（認定交付決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、規則第5条に基づき、補助対象事業の認定及び交付の可否を決定するとともに、科学技術基盤活用促進補助金認定交付可否決定書（様式第4号）により申請者に対して速やかに通知する。

（交付申請）

第10条 第5条第2項及び第7条第2項に定める補助金の交付にかかる2年度目以降の申請において、申請者は規則第4条に基づき科学技術基盤活用促進補助金交付申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 科学技術基盤利用計画書（様式第2号）又はこれに準ずる書類
- (2) 法人の登記事項証明書（個人にあつては住民票）の写し（ただし、第8条第1項第3号において提出された記載内容に変更があった場合に限る。）
- (3) 姫路市税に係る直近年度の納税証明書（ただし、未納がないものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第11条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、規則第5条に基づき、補助金交付の可否を決定するとともに、科学技術基盤活用促進補助金交付可否決定書（様式第6号）により申請者に対して速やかに通知する。

（計画変更の届出等）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに補助事業計画変更廃止（中止）申請書（様式第7号）及び変更収支見

込書（様式第 8 号）を作成し、市長に届け出なければならない。

- (1) 補助事業の内容又は利用計画に変更が生じた場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止した場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金事業計画変更・廃止（中止）承認通知書（様式第 9 号）により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（調査等）

第 13 条 市長は、必要に応じ補助金の交付の決定を受けた者に放射光施設又はスーパーコンピュータの利用状況等について説明を求めることができる。

（報告書の提出）

第 14 条 補助金の交付の決定を受けた者は、規則第 12 条に基づき補助事業実績報告書（兼補助事業完了届）（様式第 10 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支報告書（様式第 11 号）
- (2) 第 4 条又は第 6 条に定める補助対象経費の支払いを証する書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（仕入控除税額の報告）

第 15 条 適用補助対象者は、当該補助対象事業が完了したとき又は当該補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の確定申告が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 仕入控除税額報告書（様式第 12 号）
- (2) 積算内訳書

（補助金の額の確定）

第 16 条 市長は、第 14 条の補助事業実績報告書（兼補助事業完了届）の提出を受けたときは、報告書に基づき補助事業の実績を審査し、補助金の額を確定

するとともに、補助金確定通知書（様式第 1 3 号）により補助金の交付の決定を受けた者に対して通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 7 条 前条の通知を受けた補助金の交付の決定を受けた者は、市長の定める日までに補助金交付請求書（様式第 1 4 号）を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金の交付の決定を受けた者に対し補助金を交付する。

（補助金等の返還）

第 1 8 条 適用補助対象者が、確定申告により仕入控除税額が生じた場合は、当該仕入控除税額に相当する額を市長に返還しなければならない。

（補則）

第 1 9 条 この要綱の定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 姫路市放射光施設利用促進補助金交付要綱（平成 1 3 年 4 月 9 日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和５年６月３０日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

科学技術基盤活用促進補助金認定交付申請書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱第8条の規定により補助金の認定及び交付を次のとおり申請します。

補助年度 年度	補助金等の名称 姫路市科学技術基盤活用促進補助金 (放射光施設・スーパーコンピュータ)
補助事業の目的	
補助事業の内容	
事業効果	
補助事業着手年月日(当該年度) ・	補助事業完了年月日(当該年度) ・
添付書類 1. 科学技術基盤利用計画書(様式第2号) 2. 放射光施設又はスーパーコンピュータの運用機関が利用を承認する書類 3. 法人の登記事項証明書(個人にあっては住民票)の写し 4. 姫路市税に係る直近年度の納税証明書 5. その他市長が必要と認めるもの	
担当課所見(申請者において記入しないこと。)	

様式第2号（第8条及び第10条関係）（放射光施設活用促進補助金用）

科学技術基盤利用計画書

利用する科学技術基盤 及びその名称	放射光施設 名称（ ）
①利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
②利 用 時 間	
③研究開発の目的	
④研究開発の内容	
⑤共同研究・開発する 団体又は企業	
⑥ 年度（1カ年目） 事業内容 （※2カ年目以降の申請 の場合、1カ年目の実績 を記入してください。）	
上記事業に要する経費	（様式第2号別記に経費の内訳を記載してください。） 円 （同研究開発に係る経費の総額 円）
⑦ 年度（2カ年目） 事業内容 （※3カ年目の申請の場 合、2カ年目の実績を記 入してください。）	
上記事業に要する経費	（様式第2号別記に経費の内訳を記載してください。） 円 （同研究開発に係る経費の総額 円）
⑧ 年度（3カ年目） 事業内容	
上記事業に要する経費	（様式第2号別記に経費の内訳を記載してください。） 円 （同研究開発に係る経費の総額 円）

様式第2号（第8条及び第10条関係）（スーパーコンピュータ活用促進補助金用）

科学技術基盤利用計画書

利用する科学技術基盤 及びその名称	スーパーコンピュータ 名称（ ）
①利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
②利用ノード時間	
③研究開発の目的	
④研究開発の内容	
⑤共同研究・開発する団体又は企業	
⑥ 年度（1カ年目） 事業内容 （※2カ年目以降の申請 の場合、1カ年目の実績 を記入してください。）	
上記事業に要する経費	（様式第2号別記に経費の内訳を記載してください。） 円 （同研究開発に係る経費の総額 円）
⑦ 年度（2カ年目） 事業内容 （※3カ年目の申請の場合、2カ年目の実績を記入してください。）	
上記事業に要する経費	（様式第2号別記に経費の内訳を記載してください。） 円 （同研究開発に係る経費の総額 円）
⑧ 年度（3カ年目） 事業内容	
上記事業に要する経費	（様式第2号別記に経費の内訳を記載してください。） 円 （同研究開発に係る経費の総額 円）

様式第2号別記（ 年度事業計画に要する資金及び費用の内訳）

※補助事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに1部作成してください。

1 収入

項 目	金額（円）
自己資金	
借入金	
補助金	
その他これらに準ずる収入	
計	

2 支出

科学技術基盤利用に係る経費の内訳		
項 目	内訳	費用（円）
利用料等経費		
研究資材経費		
装置・器具に係る 経費		
その他これらに 準ずる経費		
計	—	

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

(宛先) 姫路市長

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に係る届出書

私は、以下の の理由により姫路市科学技術基盤活用促進補助金の補助対象経費に係る消費税額及び地方消費税額の仕入控除税額はありません。姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱第8条第3項の規定により提出します。

- ① 消費税の申告義務がないため
- ② 簡易課税方式により申告するため
- ③ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため
- ④ 補助金の使途が非課税仕入に該当するため
- ⑤ 仕入控除額の計算を個別対応方式により行い、かつ補助金の使途がすべて「非課税売上」のみに要するもの」として申告するため
- ⑥ その他（ ）

(申請者)
所在地
名 称
代表者名
電話番号

様式第4号(第9条関係)

科学技術基盤活用促進補助金認定交付可否決定書

産業庶 第 一 号

年 月 日

様

姫路市長

印

補助金の認定及び交付について次のとおり決定したので、姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱第9条の規定によりにより通知する。

申請年月日 ・ ・	補助金等の名称 科学技術基盤活用促進補助金 (放射光施設・スーパーコンピュータ)
補助年度 年度	補助事業の名称
審査結果 承認・却下	却下の理由
交付金額 ¥	
交付条件 1 姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱の規定によること 2 その他	
交付に係る指示事項	

様式第 5 号(第 10 条関係)

科学技術基盤活用促進補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱第 10 条の規定に基づきにより補助金の交付を次のとおり申請します。

補助年度 年度	補助金等の名称 姫路市科学技術基盤活用促進補助金 (放射光施設・スーパーコンピュータ)
補助事業の目的	
補助事業の内容	
事業効果	
補助事業着手年月日 ・	補助事業完了年月日(当該年度の事業完了予定) ・
添付書類 1. 科学技術基盤利用計画書(様式第 2 号) 2. 放射光施設又はスーパーコンピュータの運用機関が利用を承認する書類 3. 姫路市税に係る直近年度の納税証明書 4. その他市長が必要と認めるもの	
担当課所見(申請者において記入しないこと。)	

様式第6号(第11条関係)

科学技術基盤活用促進補助金交付可否決定書

産業庶 第 ー 号
年 月 日

様

姫路市長

印

補助金等の交付について次のとおり決定したので、姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱第11条の規定により通知する。

申請年月日 ・	補助金等の名称 科学技術基盤活用促進補助金 (放射光施設・スーパーコンピュータ)
補助年度 年度	補助事業の名称
審査結果 承認・却下	却下の理由
交付金額 ¥	
交付条件 1 姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱の規定によること 2 その他	
交付に係る指示事項	

様式第7号(第12条関係)

補助事業 計画変更 申請書
廃止(中止)

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱第12条第1項の規定により次のとおり申請します。

指令年月日 ・ ・		指令番号 産業庶 第 ー 号
補助金等の名称 科学技術基盤活用促進補助金(放射光施設・スーパーコンピュータ)		
補助事業の名称		
変更の内容 (廃止(中止)の場合は 記入の必要はありません。)	変更前	
	変更後	
変更又は廃止(中止)の理由		
変更後の効果(廃止(中止)の場合は、記入の必要はありません。)		
変更又は廃止(中止)予定年月日 年 月 日		
添付書類 1 科学技術基盤利用計画書(様式第2号)、変更収支見込書(様式第8号)(必要に応じて) 2 その他市長が指示するもの		

様式第8号（第12条関係）（____年度事業計画に要する資金及び費用の内訳）
 ※補助期間が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに1部作成してください。
 変更する年度の計画に基づく収支見込のみを提出してください。

変更収支見込書

申請者名：_____

1 収入

項 目	金額（円）
自己資金	
借入金	
補助金	
その他これらに準ずる収入	
計	

2 支出

科学技術基盤利用に係る経費の内訳		
項 目	内訳	費用（円）
利用料等経費		
研究資材経費		
装置・器具に係る経費		
その他これらに準ずる経費		
計	—	

様式第9号(第12条関係)

補助事業計画変更・廃止（中止）承認通知書

産業庶 第 ー 号
年 月 日

様

姫路市長 印

年 月 日付けで（変更・中止）承認申請のあった姫路市科学技術基盤活用促進補助金に係る事業について、申請書に記載のとおり承認することに決定したので、姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

指令年月日 ・	指令番号 産業庶 第 ー 号
補助金等の名称 科学技術基盤活用促進補助金（放射光施設・スーパーコンピュータ）	
補助事業の名称	
変更後の交付決定額	
その他指示事項	

様式第10号（第14条関係）

補助事業実績報告書（兼補助事業完了届）

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱第14条第1項の規定により報告します

交付可否決定書の指令年月日 年 月 日	交付可否決定書の指令番号 産業庶第 ー 号
変更承認通知書の指令年月日 （変更承認された場合のみ） 年 月 日	変更承認通知書の指令番号 （変更承認された場合のみ） 産業庶第 ー ー 号
補助年度 年度	補助金の名称 科学技術基盤活用促進補助金 （放射光施設・スーパーコンピュータ）
補助事業の名称	
補助事業の施行場所	
補助金等の額 ¥	
着手年月日（当該年度） 年 月 日	完了年月日（当該年度） 年 月 日
経過及び内容	
添付書類 1. 収支報告書（様式第11号） 2. 経費の支払い証明 3. その他市長が必要と認めるもの	
届出事項審査結果（補助事業者において記入しないこと。）	

様式第 11 号（第 14 条関係）（____年度事業計画に要する資金及び費用の内訳）

収支報告書

申請者名：_____

1 収入

項 目	金額（円）
自己資金	
借入金	
補助金	
その他これらに準ずる収入	
計	

2 支出

科学技術基盤利用に係る経費の内訳		
項 目	内訳	費用（円）
利用料等経費		
研究資材経費		
装置・器具に係る 経費		
その他これらに 準ずる経費		
計	—	

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

（宛先）姫路市長

（申請者）
所在地
名 称
代表者名
電話番号

____年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

____年 ____月 ____日付姫路市指令産業庶 第 ____号により交付決定があった姫路市科学技術基盤活用促進補助金について、姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助金確定額

_____円

2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した当該補助金の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（要返納相当額）

_____円

3. 積算内訳書

別紙のとおり

様式第13号（第16条関係）

補助金確定通知書

産業庶第 - 確号
年 月 日

样

姬路市長

姫路市科学技術基盤活用促進補助金に係る補助金の額について次のとおり確定したので、姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

指令年月日	
指令番号	産業庶第 - 号
補助金確定額	円
補助金に係る指示事項	

様式第14号（第17条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

姫路市科学技術基盤活用促進補助金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり請求します。

確定通知書の指令年月日 年 月 日		確定通知書の指令番号 産業庶第 ー 確号	
補助年度 年度	補助金等の名称 科学技術基盤活用促進補助金 (放射光施設・スーパーコンピュータ)		
補助事業の名称			
補助金確定額 ¥			
既交付額 ¥		交付年月日 ・ ・	
今回交付請求額 ¥		未交付額 ¥	
添付書類 1 補助金確定通知書の写し			